住まいの防犯アドバイザー

主催：埼玉県住まいづくり協議会

後援：埼　玉　県

**令和２年度養成講習会の受講募集について**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **住まいの防犯アドバイザーとは** 　　〇住まいの防犯アドバイザーは、県民が安全で安心して暮らせることを目指し、防犯に配慮した住宅を普及させるため、社会的な意義の高い仕事を行います。　　〇登録情報を見た県民からの依頼を受けて、現地に赴き、県が作成した住宅防犯診断基準に基づいた防犯診断を行い、防犯向上のためのアドバイスを行います。　 令和２年７月１３日（月）～令和２年８月１７日（月）（必着）※定員に達し次第　締切**１.募集期間** **令和２年９月３日（木）13：30～16：30**（13：15分　受付開始）**２.開催日時** **埼玉会館　３Ｃ会議室**（定員５０名）**３.会　　場**〒330－8518　さいたま市浦和区高砂3－1－4　℡048-829-2471【講師】●　埼玉県警察本部●　埼玉県犯罪被害者援助センター●（株）石塚設計画デザイン事務所※講義内容は予定です。 **『県内の住宅侵入盗犯発生状況』****４.講義内容****『犯罪被害者の支援について』****『埼玉県住宅防犯診断基準の解説』****『防犯に家認証事業について』** **『県の住宅取得支援制度について』**住まいの防犯アドバイザー養成講習会受講申込書埼玉県住まいづくり協議会　行　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日　　（FAX　０４８－８３０－００３４）　　住まいの防犯アドバイザー養成講習会を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ氏　　名 |  | 生年月日 | S・H　　年　　　月　　　日 |
| 性　　別 | 男　　・　　女 |
|  連絡先 | 住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　市・町・村　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　　　　　FAX　　　　　　　E-mail:  | 資格 | □建築士（一級・二級）□宅地建物取引士□防犯設備士□マンション管理士□建築設備士□建築施工管理技士（１級・２級）□電気工事施行管理技士(1級・2級)□管工事施工管理技士（1級・2級）□電気工事士（第一種・第二種）□埼玉県住まいづくり協議会が実施するリフォーム事業登録制度に登録する事業者もしくは法人に属する者 |
| 今回の講習会をどのようにして知りましたが？□チラシ　□インターネット　□知人・上司等　□その他 |

※必要事項を記入または□にチエックをして下さい。※ご記入いただきました住所、氏名、電話番号等の個人情報は、受講申込、受付連絡にのみ使用させていただきます。 |

 **３，０００円　（当日、会場でお支払いください。）**

**５.受講料**

　　　　　　　　　※スムーズな受付のため、なるべくお釣りの出ないようにご協力ください。

 ※県内在住若しくは在勤の方に限ります。

**６.受講資格**

　〇次のいずれかの資格を持っている者、またはリフォーム登録事業者もしくは属する者

1. 建築士法第５条の規定による免許の登録を受けた建築士
2. 宅地建物取引業法第18条第１項の規定による登録を受けた宅地建物取引士
3. 団法人日本防犯設備協会が登録した防犯設備士
4. 財団法人マンション管理センターが登録したマンション管理士
5. 社団法人建築設備技術者協会が登録した建築設備士
6. 建設業法第２７条に定める各々技術検定に合格した建築・電気・管の各施工管理技術士
7. 電気工事士法に定める第1・2種電気工事士
8. 埼玉県住まいづくり協議会が実施するリフォーム事業登録制度に登録している事業者、もしくは　　　　　法人に属する者

　建築士法 **「電子メール」又は「ＦＡＸ」によりお申込みください。**

**７.申込方法**

**８.申込宛先、御問合わせ先**

〇　埼玉県住まいづくり協議会事務局

　　　　〒３３０－０８５３　さいたま市大宮区錦町６３０（埼玉県住宅供給公社　住まい相談プラザ内）

　　　　℡　０４８－８３０－００３３　　FAX　０４８－８３０－００３４

　　　　E-mail　ss-kyougikai@saijk.or.jp

**９.登録**

　〇　住まいの防犯アドバイザー登録については、協議会名の登録証が発行されます。

　〇　防犯アドバイザーの登録をすると登録情報を埼玉県や協議会のHP に掲載、県や市町村の窓口で閲覧するなど、県民に広く提供いたします。

　〇　登録をするためには、養成講習会の際にお渡しする登録証交付申請書等に必要事項を記入していただき、協議会事務局に郵送していただきます。

　〇　登録料は、10,000円です。

　〇　登録証の有効期限は4年となっており、更新講習終了後、申請により更新します。

　〇　詳細については、埼玉県住まいづくり協議会のHP をご参照ください。http://www.sahn.jp

|  |
| --- |
| ＜登録までの流れ＞**登　録**・登録証の受領**登録申請**・登録料の振込・登録申請書の提出**受　講**・受講料支払い・修了証の受領・登録関係の書類の受領 **受講の申込み**※E-mail、FAX   |

**１０.その他**

　**〇　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講中はマスクの着用の徹底をお願いいたします。**